児童の自殺事案　事後対応の困難さあらわに

学校側は在学契約に付随して、本件自殺原因についての調査・報告義務を負う――裁判所

1　はじめに

今回は、本誌381号58頁の「小学生児童自殺国家賠償請求事件（札幌地裁平成25年６月３日判決。以下「本判決」といいます。）を取り上げました。

本判決はＹ町が設置した町立乙小学校６年生の女子児童（以下「Ａ」といいます。）が、自宅トイレのブラインドについている紐によって縊首し死亡した事案について、担任教諭の指導の違法性、学校側の調査・報告義務違反の有無が争点となった事案です。

なお、本判決では、Ａの両親であるＸらは、乙小学校設置者であるＹ町のほかに、市町村立学校職員給与負担法１条の規定に基づき乙小学校の教員の給料その他の給与等を負担している北海道に対しても国賠法３条１項に基づき訴訟提起しておりますが、紙面の都合上本稿ではＹ町の責任についてのみ取り上げました。

2　事案の概要

(1)　Ａは、乙小学校の６年生でしたが、６年生に進級した年の新学期直前の平成20年４月３日午前９時40分、自宅トイレのブラインドについている紐によって縊首している状態で発見され（以下「本件事件」といいます。）、同月４日午後４時52分、病院において、縊首を原因として死亡しました。

(2)　Ａは、平成19年度当時、乙小学校の５年生でしたが、乙小学校の５年生は、13名の１クラスしかなく、Ｂ教諭（教師６年目）が担任でした。Ｂ教諭は、Ａら５年生の児童に対して、登校後、忘れ物がないかを点検し、忘れ物をした場合、朝の会が始まる前に、職員室に来てＢ教諭にその旨申告するよう指示し、忘れ物をした児童に対して厳しく叱責したり、児童に対して「皆に謝りなさい。」と言ったことがありました。またＢ教諭は、Ａが５年生時の夏休みの宿題ドリル（以下「本件ドリル」といいます。）で、図形の作成（指定された平行四辺形と同じ平行四辺形を作図するというもの）を１か所間違えたことに対して、できるようになるまでやり直すよう、図形の作成を繰り返し指導し、そのため、Ａは、夏休み後に毎日本件ドリルの再提出をしましたが、Ｂ教諭は平成19年11月初旬頃まで繰り返し訂正と再提出を要求するなどの指導をしておりました。

(3)　本件事件後の平成20年４月３日午前11時15分頃、乙小学校に警察から電話があり、Ａが自殺未遂をした可能性があるとの連絡がありました。同日午前11時40分頃病院に赴いたＢ教諭は、Ｘらに対して、Ａの本件事故について、児童らにどのように説明したらよいか尋ねたところ、ＸらはＡが復学した際のことを考慮して、「不注意でけがをして入院したとだけ言って下さい。」と答えました。

(4)　乙小学校Ｄ校長は、平成20年４月７日付けで、Ａの死亡の原因を自殺ではなく多臓器不全とする事故報告書を作成し、Ｙ町教育委員会に提出しました。

(5)　Ｘらは、平成21年３月31日Ｙ町教育委員会を訪問し、本件事件後の乙小学校の対応や、Ｂ教諭の児童に対する指導のあり方、Ｂ教諭の指導能力について、事実確認と報告をするよう申入れをし、その際、Ｇ教育長に対して、Ａの死亡は事故ではなく自殺によるものであることを伝えましたが、Ｙ町教育委員会は、Ｂ教諭やＤ校長に対する聴取りをしたのみで、Ｘらが主張する具体的事実についてＢ教諭に対して事実の有無を確認することはしませんでしたし、Ａの同級生の児童や保護

者に対して聴取り調査はしませんでした。

(6)　Xらは、平成23年９月12日、AがB教諭の違法な指導により多大な精神的苦痛を被り、自殺行為に至って死亡したこと、学校側に真実解明調査・報告義務違反があったとしてY町に対して国賠法１条１項又は民法415条に基づき合計7793万2726円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

3　本件の争点

本件の争点は、①B教諭の指導の違法性の有無、②本件事故後の対応（調査・報告義務違反）の違法性の有無です。

4　当事者の主張

(1)　争点①に関する当事者の主張は、以下のとおりです。

ア　Xらの主張

教育という事柄の性質上、職務権限を委ねられた教諭は、目的を達成するために合理的な範囲で裁量権を有するとしても、当該裁量権が児童の学習権やその他の基本的人権を侵害する態様で行使された場合には、教諭の教育的裁量の逸脱・濫用として違法性を有する。

(ア)　忘れ物をした児童等に対する行過ぎた厳しい指導

B教諭は、無抵抗で弱い立場にあるAを含む５年生児童らに対し、日常的に、他の児童や職員らの面前で、10分から20分にわたって、児童が泣き出すまで叱りつけた上で、他の児童に対する謝罪を強制し、児童らに強い屈辱感を与えており、これにより不登校となる児童も現れたほどであった。このようなB教諭の指導は、小学校５年生が忘れ物をしたことに対する指導としては、教育的配慮を欠き、教諭の教育的裁量を逸脱・濫用するものであって違法である。

(イ)　夏休みの本件ドリルの訂正・再提出に関する行き過ぎた厳しい指導

B教諭は、Aに対してのみ、本件ドリルの図形の作成の１か所の間違いを指摘し続け、Aが繰り返し訂正の上で再提出を行っても具体的な指導を行うことなく単に「ズレてる、ズレてる」と言うのみで、11月になっても裏表紙がはがれるまで毎日本件ドリルを持参させておきながら、確認・添削しなかった。上記忘れ物に対する行き過ぎた厳しい指導と併せて鑑みれば、Aが強い屈辱を感じながらも、毎日本件ドリルを持参したのは、B教諭に対する畏怖の念によるものに他ならず、このようなB教諭の指導は、Aに過度の精神的苦痛を与える指導であって、教育的配慮を欠き、教諭の教育的裁量を逸脱・濫用するものであって違法である。

(ウ)　学校行事に向けた器楽の練習に関する行き過ぎた厳しい指導

B教諭は、休み時間や放課後にまで、一部の児童に対して、運動会・学芸会・卒業式・入学式等の学校行事に際して演奏する器楽の練習を繰り返し命じたが、特にAに対しては卒業式・入学式の器楽練習として、６回から７回にわたって放課後に一人で器楽の練習をすることを命じた。B教諭が、特定の児童ら、特にAに対して、休み時間や放課後に及ぶ居残り練習を繰り返し命じていたことは、上記のような厳しい指導のもとで、B教諭に対して強い畏怖の念を感じていたAを含む児童らにとって、B教諭に対する畏怖から逃れる自由時間を奪い、強い拘束感と屈辱感を与えたものであって、教育的配慮を欠き、教諭の教育的裁量を

逸脱・濫用するものであって違法である。

イ　Y町の主張

一般的経験則に照らしても明らかであるとおり、教師にはその性格、物の考え方、教育に対する信念、実績経験に応じて多種多様な者がおり、教育論・教育方針も教師によりさまざまである。

乙小学校として認識している限り、B教諭は、常に真剣に教育と向き合い、自身が児童にとって最善と考える教育指導を行っていた。また、B教諭は、教師としての一般的な能力も、6年目の教師として十分であった。

平成19年度におけるB教諭の指導方法についても、受け持ったクラスの児童に対して、時折厳しく指導することがあったのは事実であるが、そうした厳しい指導も、あくまで児童らの成長のために各教師の教育方針に基づく裁量の範疇で行われたものであって、客観的に見て、何ら公教育現場における教育的指導の範疇を超えるものではなかった。

(ア)　忘れ物を理由にAに対する厳しい指導が行われた事実はない

B教諭は、それぞれの児童の事情を考えて、児童の忘れ物に対する指導を行っていたし、個々の児童と話をし、持ち物の揃え方を確認したり、他の児童から学習用具を借りるように助言したり、できるだけ気を付けるように励ましたり、それぞれの児童に合った指導をしていたが、Aに関しては、忘れ物が多い児童ではなかったことから、忘れ物について特に厳しい叱責が行われたという事実はない。したがって、原告らの主張を前提にしても、B教諭が忘れ物を繰り返す等の問題のある児童に対して行っていた厳しい指導を目にしたAが、忘れ物をするのを恐れて入念な準備をするようになったという程度のことに尽きるのであり、かかる事実をもって、B教諭の指導が違法であったと評価される余地はない。

(イ)　器楽の特別練習は正当な教育的意図に基づき相当な方法により行われていたこと

器楽の特別練習についても、児童ら全員で演奏する演奏会で、Aがきちんと演奏できるように、B教諭自身も時間を割いて個別指導に当たっていたものであり、何ら不当な意図・目的に基づくものではなく、Aのみが個別指導の対象となっていたものでもない。また、その頻度も休み時間に3、4回、放課後に2、3回程度のものであり、児童を励ます、褒めるなどの配慮もしていた。

(ウ)　本件ドリルのやり直し指示は正当な教育的意図に基づくものであること

本件ドリルの指導経過については、B教諭は、平行四辺形の作図は丁寧に指導する必要があると考え、Aに対して、「先生の時間があるときに、あとで一緒にやろう。」と声を掛けたものであり、B教諭によれば、そのように声を掛けた後にすぐに個別指導の時間を作らなかったことについては反省しているものの、A本人も、その間、本件ドリルについて特に気にしている素振りはなかった。ドリルの指導は、Aのためにも、中途半端のまま妥協せず、正しくやり遂げることが重要と考えたからこその指導であって適切なものであった。

(2)　争点②に関する当事者の主張は、以下のとおりです。

ア　Xらの主張

乙小学校の設置者であるY町及び乙小学校校長以下教諭らは、在学する児童との間に公法上の在学契約関係が存し、当該法律関係の付随義務として、当然に、学校教育の場及びこれと密接に関連する生活場面において、児童が傷害等の被害を受けた場合には、被害者である児童及びその保護者に対して、被害発生の経緯等について調査した上これを正確に報告する義務があり、適切速やかに調査を行い、事態の状況やその原因、経緯、学校がどのような対応をとったか（あるいはとろうとしているか）等について、保護者等に報告する義務があるが、Y町はこれを怠った。

イ　Y町の主張

一般論としての調査・報告義務があることは認めるが、Aの死亡後、小学校の校長らを含むY町関係者らは、警察その他関係各所へ出向き、また、同級生らの下へ家庭訪問する等して、事実関係の調査・把握に努めており、調査・報告義務違反はない。

5　裁判所の判断

(1)　争点①（B教諭の指導の違法性の有無）について

札幌地裁は以下のとおり判示して、B教諭の指導方法は、正当な指導として許容されるとして、違法性を否定しました。

ア　学校教育法11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めており、一般に、児童に対する叱責や学習内容や学校行事における指示は、指導の一環として教員に認められた行為といえる。

もっとも、教員は、児童に懲戒を加えるに当たって、児童の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をすることを義務付けられており（学校教育法施行規則26条1項）、児童に対する指導は、児童の権利侵害を伴うことも少なくないことからすれば、教育的効果と児童の被るべき権利侵害の程度とを比較衡量し、児童の心身の発達状況等を考慮した上で、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲のものと認められる限りにおいて正当な指導の一環として許容されるべきであり、その範囲を超えた場合には、指導としての範囲を超えた違法なものとなると解すべきである。

イ　B教諭の指導の内容について

(ア)　忘れ物に関する指導について

B教諭が忘れ物をした児童に対して行っていた指導は、短いとはいえない時間にわたる叱責という、小学校5年生の児童に対して行うものとしては厳しいものだったことが認められるが、その指導は、一度でも忘れ物をしたら叱責をするというものではなく、複数回忘れ物をするなど改善の傾向の小さい児童に対するものであって、教育的効果を考慮すれば、ある程度厳しい指導が必要な状況にあったといえる。また、Aは、B教諭のこのような指導に対して、多少の恐怖心を抱いていた可能性は否定できないものの、叱責を受けた児童以外も今後忘れ物をしないように気をつけるという教育的効果があるといえることからすれば、忘れ物に関する指導が教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとまでは認め難い。

(イ)　本件ドリルに関する指導について

B教諭が本件ドリルのやり直しを複数回命じた点については、初回の提出から作図の指導をして正解とするまでに約3か月を要しており、13名の学級での対応としては作図の指導まで時間が経過し過ぎていること、指導の内容としてはいささか過剰であることは否定できないものの、できるようになるまで提出を求めること自体は、作図方法の習得や根気良く作業を続けることといった一定の教育的効果を期待できるものであって、当該作図がそれほど難しい作業ではないと思われること等から、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとまではいえない。

(ウ)　器楽の練習について

Aの担当していた楽器は初めて演奏するアコーディオンであり、練習に一定時間必要であったことがうかがわれること、授業時間外の練習を指示されたのはAだけではないこと、Aは器楽の練習を5年生で一番頑張ったこととして挙げ、また演奏してみたいとしており、達成感を得ていたことが認められることからすれば、授業時間外に拘束されたことや一人で帰宅する状況となったことがあった点を考慮しても、B教諭による器楽の練習の指示が、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものだったとはいえない。

ウ　以上のとおり、B教諭の指導方法は、小学校5年生に対するものとしては、やや厳しいものだったことは否定できないものの、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲内なものであるから、正当な指導として許容される。

(2)　争点②（本件事故後の対応の違法性）について

ア　学校設置者は、在学する児童の学校生活上の安全に配慮して、無事に学校生活を送ることができるように教育・指導をすべき立場にあるのであるから、児童の自殺が学校生活上の問題に起因する疑いがある場合、その原因を究明することは、健全な学校運営にとり必要な事柄である。し

たがって、このような場合、学校設置者は、他の児童の健全な成長やプライバシーに配慮した上、児童の自殺が学校生活に起因するのかどうかを解明可能な程度に適時に事実関係の調査をしてその原因を究明する一般的な義務を負うと理解できる。

また、自殺した児童の保護者から、自殺の原因についての報告を求められた場合、学校設置者は、信義則上、在学契約に付随して、当該児童の保護者に対し、上記調査義務に基づいた結果を報告する義務を負うというべきである。

イ　本件事件発生日の翌日である同月４日は、Aは春休み中だったものの、入学式の前日準備で登校する予定であり、同月７日（月曜日）から６年生の１学期が始まるという時期だったこと、小学校５年生や６年生は、授業時間が低学年に比べて長く、一般に、生活のうち小学校で過ごす時間が長い上、交友関係も小学校内が中心となること、Aは、同年１月下旬に遅刻及び欠席をしていたことからすれば、本件事件は、学校生活上の問題に起因する自殺である疑いがあったといえる。

そうすると、Y町には、遅くともAが死亡した同年４月４日以降、その原因がB教諭の指導や乙小学校内でのいじめ等であるか否かについて事実関係の調査する義務（以下「本件調査義務」という。）があったというべきである。

ウ　Y町は、乙小学校関係者は、本件事件発生後、直ちに、原告らや他の保護者に対して聴取り調査を実施した上で、報告書を作成している旨主張するが、他の保護者に対する聴取り調査がなされたと認めるに足りる証拠はないし、B教諭は６年生児童宅への家庭訪問を行っているが、いじめについて事情聴取がなされたことを示す報告書等の客観的資料はなく、本件事件についての聴取り調査がなされたということはできない。

G教育長とI相談員は、Xらの言い分を確認し、B教諭とD校長に対する聴取りをしたのみで、Xらが主張する具体的事実について、B教諭に対して、事実の有無を確認することはおろか、本件小学校のAの同級生や保護者に対する聴取り調査もしていない。

エ　以上によれば、乙小学校関係者及びY町教育委員会は、本件事故に関して適切な調査を行ったとは認められず、本件調査義務を果たしたとはいえない。また、G教育長は、XらがAの自殺の原因と考えていたB教諭の指導能力について、原告らから報告を求められた後も、調査を尽くさないまま、その認識やB教諭に対する指導内容とは異なる評価をXらに伝えており、また、両者に齟齬があることにつき合理的な説明をしておらず、本件報告義務を適正、誠実に履行したとは認められない。

(3)　Xらの損害について

札幌地裁は、Xらは報告義務違反により、本件事件の原因がB教諭の指導によるものか否かについて適正に報告を受ける機会を失ったことによってAの死亡による原告らの精神的苦痛は増大したものといえるが、Aの同級生は小学校６年生という精神的に未発達な児童であった上、１学級がAを含めて13名と少人数であったことからすれば、児童への聴取り調査は慎重を期する必要があったといえることやXらが本件事件当日、他の児童や保護者に対する状況説明の仕方に関する要望として、Aは不注意でけがをして入院したとだけ言って下さいと言っており、その後他の説明をして欲しいといった話をすることはなかったこと、XらがY町教育委員会に事実確認をするように申し入れしたのは、本件事件から１年近く経過した平成21年３月31日だったこと等の事情も考慮する必要があると判示し、Xらそれぞれにつき50万円の慰謝料、弁護士費用10万円、合計110万円の限度で請求を認容しました。なお、Xらは、本判決を不服として控訴しましたが、平成26年２月27日、札幌高裁はXらの控訴を棄却し、本判決は確定しております。

6　本判決の意義

(1)　本判決は、児童に対する教諭の指導内容の違法性について判断しておりますが、これまで、児童・生徒に対する指導内容の違法性の有無が問題となった事例としては、公立中学校の教諭が生徒

の頭髪を黒色に染色する行為が違法ではないとされた大阪高裁平成23年10月18日判決（本誌357号44頁）、私立高校の生徒に対する校長の指導内容が違法ではないとされた広島地裁平成25年２月15日判決（判時2196号80頁）、公立高校の生徒に対する事情聴取（非行行為について）の内容が違法ではないとされた札幌地裁平成25年２月15日判決（判時2179号87頁）が存在します。本判決は、児童に対する指導内容の違法性が問題となった事案であり、一般的に教員に認められた児童に対する叱責や学習内容についての指示は、指導の一環として教員に認められた行為であるとしたうえで、指導として許容される範囲を具体的な事案について検討する中で示しており、実務上極めて参考になると考えます。

(2) これまで生徒の自殺について、学校側の調査・報告義務の有無が問題となった事案は存在しますが（たとえば私立中学の生徒の自殺について学校の調査・報告義務違反が認められた高知地裁平成24年６月５日判決・判タ1384号246頁）、児童の自殺について学校側の調査・報告義務違反が問題となった事案は少なく、公立小学校６年の女子児童が同級生のいじめにより自殺した事故についての学校側の調査・報告義務違反を認めた前橋地裁平成26年３月14日判決（判時2226号49頁）が見受けられる程度です。ただ、上記前橋地裁判決の事案は、実際にいじめ行為が存在し、学校側がいじめの事実を認識していた事案であるのに対して、本判決はいじめ行為が存在しない事案ですが、上記高知地裁判決や前橋地裁判決と同じく、学校側に「在学契約に基づく付随的義務としての調査・報告義務」を認めており、実務上極めて参考になると考えます。

(3) 本事案では、Y町は、B教諭が家庭訪問を行って児童や保護者らから聴取り調査を行っていると主張したのですが、裁判所は聴取り調査の結果を記載した報告書が作成されていないことから、Y町の主張を否定しました。公務員、学校関係者らは自らが遂行した業務内容を報告書等の目に見える形にして残しておかなければならないことを認識せざるを得ません。

また、本判決の当事者の主張には記載しませんでしたが、本事案において、Xらが、B教諭の指導が違法であるとの主張を裏付ける理由として、B教諭が本件事故後にXらに謝罪したことやG教育長がB教諭の能力や適性について否定的な発言をしたことを指摘しております。B教諭の謝罪行為は、自分が担任している児童が自殺したことによる自責の念から出たものにすぎず、担任教諭としてはごく自然なことであって、人間としては当然の行為であり、法的責任を認めたものではないことは明らかですし、G教育長の発言も、我が子を亡くしたXらの心情に出来る限り寄り添って、何とかXらの理解と納得を得ようとした善意に基づくものでしたが、Xらからは、すべてがB教諭の指導の違法性を裏付ける事情とみなされてしまいました。学校関係者は保護者対応の中では善意が逆に裏目に出て紛争が拡大してしまう可能性がある現実を直視し、児童・生徒の自殺事案の事後対応の困難さと重要性を改めて認識する必要がありますが、その意味でも本判決は実務上極めて参考になる事案と考えます。

佐々木　泉　顕
（弁護士）
小　山　　裕
（北海道町村会）